

障支第288-1号

平成30年6月25日

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

和泉 芳広 (公印省略)

ポスターの掲示について(依頼)

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならないとされています。雇用契約を締結した利用者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当しますが、賃金未払いや突然の大量解雇等、不適切な事例が散見されております。

つきましては、労働基準法上の労働者であることを利用者に対して周知いただくとともに、別添のポスターを利用者の見やすい場所に掲示いただきますようお願いいたします。

(本通知に関するお問い合わせ)

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当

電話:048-830-3314、3556